

## 注意事項

- 1 集会所整備事業は、基本的に自治会館を新築する場合の建設費用に対する 補助となります。外構工事、土地購入費、諸費用等は補助対象外となります。 また、年に1館建設分の予算となっていますので、希望どおりの年度での対 応は難しいこともあります。必ず事前に地域コミュニティ課へのご相談を お願いします。
- ② 集会所施設整備事業は、事業費総額3万円未満、放送施設整備事業及び掲示 板整備事業は、事業費総額2万円未満の工事は補助対象となりません。
- 3 防犯灯は、新設(LED 限定)、移設(LED 限定) される場合のみ補助対象 となります。補助灯数に制限はありませんが、申請灯数が予算を超えた場合 は連合自治会で調整します。
- 4 新設された防犯灯は自治会管理となり、電気代及び修繕等についても引き 続き自治会でお願いします。(電気代については一部交付金で返金します。)
- 5 防犯灯の設置は、原則、四国電力柱又は NTT 柱となります。また、工事業者は、四国電力の引込線工事認定店又は外灯工事認定店で行うこととなります。
- |6| 新設の設置基準については、原則、次のとおりとします。
  - ・多くの市民が通行する道路を照明する場所
  - ・防犯上危険と認められ、小中学生等の通学がある道路
  - ・設置により農作物等に悪影響を与えることのない箇所
  - ・住宅地にある四国電力柱又は NTT 柱への設置 (注意: NTT 柱に設置する場合は、NTT の設置承諾書が必要となります。)
  - ・近隣住民の設置同意を得た箇所

上記の基準を満たしたうえで、原則、電柱2本に1本間隔以上

- [7] ②~④の整備事業については同一年度にいずれか1つのみ補助対象となりますが、②~④のうちいずれかの事業と⑤⑥との組み合わせは可能です。
- 8 アンプの更新及び事業費が 130 万円以上の工事の補助金を申請する際は、 見積もりが 2 者以上必要です。
- 9 予定調査から実施までに年度をまたぐので、自治会長に変更がある自治会 では、次年度の自治会長へ必ずコピーを残して引継をお願いいたします。

